

令和 2 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回定例会 1 月 27 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

令和 2 年 第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会 会 議 録

令和2年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年1月27日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第8 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第3号 奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第6号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第7号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第8号 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
- 第15 議案第9号 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第8 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

- 第9 議案第3号 奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第6号 令和元年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第7号 令和元年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第8号 令和2年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計予算
- 第15 議案第9号 令和2年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（13名）

- | | | | | |
|----|-----|-----------|--|--|
| | 議 長 | 阿 部 加代子 君 | | |
| 1 | 番 | 小野寺 満 君 | | |
| 2 | 番 | 高 橋 浩 君 | | |
| 3 | 番 | 千 葉 康 弘 君 | | |
| 4 | 番 | 瀬 川 貞 清 君 | | |
| 5 | 番 | 高 橋 晋 君 | | |
| 6 | 番 | 廣 野 富 男 君 | | |
| 7 | 番 | 有 住 修 君 | | |
| 8 | 番 | 小野寺 重 君 | | |
| 9 | 番 | 今 野 裕 文 君 | | |
| 10 | 番 | 渡 辺 忠 君 | | |
| 11 | 番 | 千 葉 正 男 君 | | |
| 12 | 番 | 千 葉 和 美 君 | | |

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

説明のための出席者

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 管 理 者 | 奥 州 市 長 | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者 | 金ヶ崎町長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者 | 奥州市副市長 | 及 川 新 太 君 |
| 監 査 委 員 | | 朝 倉 栄 君 |

| | | |
|---------|--------------|----------|
| 事務局 長 | | 高橋 喜代志 君 |
| 企画総務課 長 | | 及川 勝博 君 |
| 施設管理課 長 | 兼長寿命化事業推進室長 | 菅原 優 君 |
| 会計管理者 | 兼水質管理課長 | 千葉 美隆 君 |
| 消 防 長 | | 阿部 保之 君 |
| 消 防 次 長 | 兼消防総務課長 | 千田 光男 君 |
| 消 防 次 長 | 兼予防課長 | 平 裕司 君 |
| 消防救急課 長 | | 小野寺 和則 君 |
| 水沢消防署 長 | | 千葉 直 君 |
| 江刺消防署 長 | | 菊池 亮 君 |
| 消防救急課主幹 | 兼危機管理室長 | 菅野 一美 君 |
| 消防救急課主幹 | 兼通信指令室長 | 岩佐 真一 君 |
| 企画総務課 | 課長補佐兼介護医療係長 | 松田 好正 君 |
| 企画総務課 | 課長補佐兼財政係長 | 菅原 敏幸 君 |
| 施設管理課 | 長寿命化事業推進室長補佐 | 岩淵 充 君 |
| 施設管理課 | 課長補佐兼管理係長 | 馬場 隆 君 |
| 水質管理課 | 課長補佐兼水質保全係長 | 藤原 丈司 君 |
| 水質管理課 | 課長補佐兼浄水係長 | 廣野 克哉 君 |
| 消防総務課 | 課長補佐兼人事係長 | 志和 純 君 |
| 企画総務課 | 企画総務係長 | 佐藤 由雄 君 |
| 施設管理課 | 長寿命化事業推進室主査 | 鈴木 伸司 君 |



議 事

午前10時 開議

○議長（阿部加代子君） これより令和2年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13人全員です。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、1番小野寺満議員、2番高橋浩議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案9件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第4、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 本日ここに、令和2年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、令和2年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について、管理者としての所信の一端を申し上げます。

当組合は、生活環境の保全並びに住民の安全・安心の確保など、奥州市及び金ケ崎町の住民生活にとって欠かすことができない業務を担っており、その果たすべき役割及び責任を踏まえ、鋭意努力してまいります。議員各位並びに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い

申し上げます。

令和2年度の組合運営においても、行政課題を先送りすることなく解決に向け取り組むとともに、地域住民の暮らしを支える一部事務組合として、業務を効率的かつ効果的に推進し、住みやすい環境づくりに寄与するよう努めてまいります。

また、次の4つの柱を重点項目として掲げ、一部事務組合としての役割を担ってまいります。

1点目は「介護医療の取り組み」、2点目は「胆江地区衛生センターにおける取り組み」、3点目は「消防の取り組み」、4点目は「胆江広域水道用水供給事業の取り組み」であります。以下4つの柱ごとに取り組む施策について申し上げます。

1点目「介護医療の取り組み」につきましては、適正な介護認定審査判定業務による高齢者支援と休日及び夜間診療所の運営を通じた初期医療確保による住みよいまちづくりに寄与してまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、誰もが住みなれた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、構成市町では、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の取り組みを構築し、推進しているところであります。

当組合といたしましても介護サービスを必要とする方々及びそのご家族の日常生活を支えていけるよう、構成市町と連携を図りながら、適正かつ迅速な審査判定業務に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、胆江医療圏における夜間及び休日の初期医療を確保するため、引き続き奥州医師会のご理解とご協力をいただきながら、休日及び夜間の診療に取り組んでまいります。

2点目、「胆江地区衛生センターにおける取り組み」につきましては、ごみ焼却施設の基幹的設備の改良工事を初めとして、胆江地区衛生センター等の各施設の維持補修を着実に進め、将来にわたって快適な暮らしを支える基盤を確かなものとしてまいります。

工事の最終年度となる「ごみ焼却施設基幹的設備改良工事」につきましては、来年3月の完成に向け着実に進めてまいります。

残りの工事期間中につきましても、工事の安全確保はもとより、進捗状況などについて組合ホームページ、構成市町の広報なども活用しながら市民・町民にしっかりと公開してまいります。

最終処分場につきましては、焼却灰などに含まれる放射性物質の溶出防止を図るため、ベントナイト系遮水シートなどを用いながら引き続き施設の安全確保に努めてまいります。また、現在進めている奥州市の側溝土砂の埋め立て処分に伴い、地区住民の皆様の安心を担保するため、放射線量の定点測定や測定結果の公表を継続してまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましては、施設管理受託者との意思疎通を図り、適切な施設の維持管理を行うとともに住民の皆様が安心してご利用いただける施設の運営に

努めてまいります。

し尿処理施設につきましては、供用開始から22年が経過しており、老朽化が進む施設の状況、構成市町からのし尿等の搬入量の見通しなどを踏まえ、更新も含めた施設の維持管理の方向性を検討してまいります。

3点目「消防の取り組み」につきましては、消防力の維持向上を図り安全・安心な暮らしを支えてまいります。

予防業務につきましては、当組合管内で発生した火災原因の多くが火入れやたき火となっていることから、引き続き農協などの関係機関と連携した火災予防広報などに取り組み、あわせて強風及び乾燥時等には警らを実施することにより、住民の防火意識の高揚を図り、火災の減少につなげてまいります。

また、当組合管内では過去5年間の住宅火災において住宅用火災警報器が設置されていない状況下で6名の死者が発生していることから、今後も住宅用火災警報器の適正な設置及び維持管理についてラジオや市町広報紙などを活用した広報を行うとともに、防火講話などの機会を捉え住宅用火災警報器の重要性を指導することで、住宅火災による死者発生防止につなげてまいります。

当組合管内の重大な法令違反のある特定防火対象物に対し警告や命令などの違反是正を推進したことにより、重大な法令違反のある特定防火対象物数が令和元年度当初に10棟あったものが12月31日現在で3棟となっており、今後も積極的に重大な法令違反のある特定防火対象物の違反是正を推進してまいります。

あわせて、本年4月から住民自らが建物の利用について判断できるよう重大な法令違反が認められる防火対象物情報を公表し、住民の安心安全につなげてまいります。

指令業務につきましては、迅速な出動指令はもとより、管内居住の外国人に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、管内を観光などで訪れる外国人に対応した多言語通訳、また、聴覚、言語機能に障害のある方、携帯電話やスマートフォンにより119番通報ができるNE T119のさらなる普及推進に努めるなど、引き続き万全を期してまいります。

救急業務につきましては、救急救命士を含む救急隊員の技術の維持向上に向け、引き続き訓練及び病院実習などの研修を実施し、また、救命講習会を通して応急手当てが行えるバイスタンダーの養成を継続し、救命率の向上につなげてまいります。

消防車両につきましては、消防力整備計画に基づき、金ケ崎分署に配備している高規格救急自動車及び高度救命資機材を更新し、救急業務に万全を期してまいります。

火災出動、救助活動及び近年多発している水害などの自然災害に対しましては、山林火災対応訓練や水難救助訓練など各種訓練を実施するとともに、消防団や岩手県防災航空隊など関係機関との円滑な連携を図りながら対応してまいります。

地震災害など管外で発生した大規模災害に対応する緊急消防援助隊につきましては、岩手

県応援等実施計画に連動して派遣するとともに、管内の消防力低下とならないよう対応してまいります。

次期奥州金ケ崎行政事務組合消防力整備計画につきましては、人口減少社会を迎えつつある中、消防力の低下を招かないよう住民ニーズを満たすべく、令和3年度から12年度まで10年間の計画を策定いたします。

4点目「胆江広域水道用水供給事業の取り組み」につきましては、昨年度から引き続き経営課題の解消に取り組んでまいります。

胆江広域水道用水供給事業の経営基盤安定化に向け、先般、令和2年度からの水道用水供給料金改定のご議決をいただきました。

改定料金には、施設規模の縮小に向けた最終的な事業計画の見直し業務を含み、構成市町が保有する自己水源の動向や維持管理費用と、当組合から受水した場合の費用について、その経済比較により受水切り替えの総合的な比較検討を行い、未来を見据えた最終供給水量が、どの程度組合に求められることが最も効果的なのかについて、構成市町と緊密に連携を図り、慎重に検討してまいります。

一つ一つ丁寧に進めていく中で、経営課題である、建設仮勘定のその解消時期や必要に応じて行う会計処理の時期などが見えてくるものと考えております。住民皆様の重要なライフラインを堅持しながら、しっかりと着実に歩を進めてまいります。

以上、令和2年度の組合運営の基本方針と重点的に取り組む4つの柱を申し上げます。

当組合の業務は、構成市町の分担金で賄われており、負担すべき構成市町は、急速に進む高齢化と人口減少などにより依然厳しい財政状況にあります。

これまで以上に創意と工夫を凝らし、業務を進めることが重要であることから、職員が「ワンチーム」となり、住民の期待と信頼に応えるべく、限りある人的資源及び財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げられるよう力を尽くして取り組んでまいります。

重ねて、議員各位並びに構成市町の住民皆様方にはご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上を申し上げ、私の施政方針といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第5、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

順次質問を許します。

2番高橋浩議員。

○2番（高橋浩君） ただいま管理者のほうから重点的に取り組む4つの柱をお聞きいたしました。改めまして、行政組合の今後の今年の取り組み、拝聴いたしました。さらに3点目の消防関係についてお尋ねを申し上げます。

消防事業関係につきまして、縷々非常に細かなところを述べられておりまして、評価すべ

きところでありますが、現在奥州金ケ崎方面では消防団の人員もなかなか確保できないという現状もあり、常備消防の消防力の強化ということもささやかれております。そういう中で、今までも同僚議員から何度となく現在の定数、もしくは定数の増員についてのご質問等々ございました。今までも多々ご回答いただいていたところではありますが、再度どのような増員等についてのご認識、対策はどのように考えているのかというところを改めてご確認したいと思います。

さらに、その中で私のほうの提案といたしましては、私も前回の一般質問等もいたしましたけれども、再任用職員等ご利用なさっては、厳しい財政の中での増員ということは難しい中で、再任用職員の利用ということもあるのではないかとということもご提案申し上げました。さらには、自衛官であれば予備自衛官というところがあるようでございます。いろいろ組織、状況等も違うかと思いますが、予備消防官、もしくは退職されてから1年、2年、そういう方たちの利用、もしくは大災害に遭って長期的な対応が迫られるような場合には、予備の消防官の方のお手伝いもいただけるというような考えも必要になってくるのではないかと考えます。

そして、3つ目ですが、現在話題になっております中国の新型ウイルス、こういう感染症、インバウンドのお客様もたくさんいらっしゃる中で、県内でのそういう救急体制、救急医療体制の予防ですとか、そういうものの対応はどうなっているのか。そして、当事務組合での救急体制であったり搬送体制での予防の現状はどうなっているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部加代子君） 暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前10時22分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

先ほどの2番高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

千田消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（千田光男君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

2番目の非常時における退職者による予備消防士の活用についてお答えいたします。技術的には、大きな問題はないかとは思われますが、災害現場における身分保障の問題、けがをしたりですとか、そういったような身分保障の問題、あとは現場活動において消防職員が権限を行使することができるわけですけれども、そういったような権限の付与等について、若干のハードルがあるかと思えます。その上で、検討しながら、そういったようなハードルを乗り越えれば可能かと考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 菅野危機管理室長。

○消防救急課主幹兼危機管理室長（菅野一美君） 2番高橋浩議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスに関しましては、今年度奥州保健所等との合同の訓練などをして、それに対応をしているところです。なお、合同訓練につきましては、新型インフルエンザ等の訓練ということで合同庁舎、保健所と一緒に訓練しているところです。

なお、装備につきましては、保健所等からいただいております防護服などを活用し、対応しているところです。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 3点目の新型インフルエンザの対応について、若干補足させていただきます。

平成27年度に岩手県のほうからも新型インフルエンザの対応、県内の12消防本部、協定結んでくれないかという打診がございました。協定とかといいますのは、本来感染症については救急医療には当たらないということでございます。その上での保健所、いわゆる知事部局だけでは力不足ということで、12消防本部の消防力をもって県民の安全、安心を確保したいということで、27年度中に12消防本部とも業務協力の締結をしてございます。活動物品につきましては、知事部局から提供される、また訓練についても知事部局が主催してくれまして、毎年度実施で、今年度の訓練につきましては先ほど菅野主幹が答弁したとおりで、安心、安全は確実に確保していると考えてございます。

○議長（阿部加代子君） 2番高橋浩議員。

○2番（高橋浩君） ありがとうございます。

そこで、最後にですが、消防力の低下を招かぬよう、住民ニーズを満たすべく、令和3年度から12年度まで10年間の計画を策定いたしますというようなご説明がございました。この部分につきまして、今後10年間の策定ということで、非常に昨年度も大きな災害があったところでございます。このようなことも踏まえまして、新たな防災力等の対応をどのようにするのか、そしてこの10年間の見直しのサイクルはいかような期間で見直しをしながら改正していくのかということをお尋ねして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（阿部加代子君） 千田消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（千田光男君） では、消防力整備計画、10年間のスパンの内容についてお答えいたします。

令和3年度から12年度までの10年間の基本方針と5年ごとの前期、後期の計画を現在策定中でございます。具体的な内容につきましては、火災予防や救命率の向上といった施策に具体的な数値目標を設けまして個別政策を掲げております。

また、消防機動力の維持に必要とする車両ですとか資機材、あと庁舎の設備についての更新を計画的に定めるという内容になっております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 3番千葉康弘議員。

○3番（千葉康弘君） 消防の予防に関連しまして、2点お伺いいたします。

特定防火対象物ということで出ていますけれども、10件中今3件、3棟残っているということですが、これは3棟というのはどこなのか、言える範囲内で結構ですが、どのようなものなのか、またいつまでに改善されるのかということでお尋ねしたいと思います。

また、この利用者の方、または入所者と言うかもしれませんが、こういう方はその危険というのを知られているのかどうかについてお尋ねいたします。

次に、幼稚園、保育園、こども園、新しくできたところもありますが、こちらのほう査察とかされていると思いますが、これで安全確認をされているのかについてお尋ねいたします。

2点目は、先般も報告いただきましたけれども、奥州金ケ崎にはしご車30メートル、20メートル、2車両あるということですが、その中の20メートル級が車検満了したということで、その後使わないという話をされていますが、奥州金ケ崎管内ですと、例えば中高層の建物が446あるということであります。その中で、当然水沢、江刺というような形で多くなるかと思うのですが、その中でも10階以上というのが4棟もあるということです。ホテルもあるようですし、あと共同住宅とか複合用途というものもあるというようなことですので、これは説明を受けて、なかなか心配な部分が、説明ではこの地区では1両で大丈夫ですよ、また北上からも応援来るから大丈夫だというような話はされていますが、その中で例えば、万が一にも高層ビルの火災とかあった場合ですけれども、大丈夫なのかという部分が一番不安が残ります。

そこで、今回車検満了で更新しないということですが、これを例えばまた受けさせるような形は考えることできないのかについてお尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君） 平消防次長。

○消防次長兼予防課長（平裕司君） 千葉康弘議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の3棟ある違反建物、これはどこかというお尋ねでございますけれども、現時点では個別具体的なお答えはできないと考えております。今年の4月1日からは、公表制度というものが開始されますので、4月1日以降にこういった危険な建物につきましては建物情報を利用者の方々に公表するというふうな条例を制定してございますので、それ以降になれば公表は可能だというふうに考えてございます。

また、現時点で建物を利用する方々が知り得るかというふうなことについてのご質問でございますけれども、現時点での3棟につきましては命令をかけてございます。命令をかけるに当たって、利用者が見える場所に標識を掲示してございます。この建物は、消防法令違反ですよということを利用者がわかるような形になってございます。

次の現在新しく建っている幼稚園、保育園の安全は確保されているのかというふうなご質問ですが、まず新しい建物は建築確認というふうな形で消防のほうに同意が回ってきてございます。その時点で、消防用設備等についてはチェックいたしまして、安全な建物で

あるというふうな、消防法上、安全なのかというふうなことを確認した上で、建築同意をしてございますので、安全は確保されているものと考えてございます。

以上で、私のほうから答弁は終わらせていただきます。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防救急課長。

○消防救急課長（小野寺和則君） はしご車の質問ですけれども、1台体制になって不安だというお話だったと思います。いずれ高層建築などの火災におきましては、はしご車での消火はもちろん有効でございますが、それに加えてというか、基本戦術としまして、やはり屋内侵入はしていきます。ですので、屋内からの消火、あるいは三連ばしごが各消防隊にございますので、それらも活用しながら消火活用には当たります。ですので、決して不安ではなく、消防も最大限の力を発揮して着実に消防活動を展開して、火事の鎮圧を図っているものがございます。

それから、更新について、例えば見直しとかないのかというお尋ねでしたが、これにつきましてはやはり住民ニーズであるとか管内の建物状況等々勘案しながら、検討することはやらなければならないものとは思っておりますが、現状では1台体制で運用したいと思います。

○議長（阿部加代子君） 3番千葉康弘議員。

○3番（千葉康弘君） ありがとうございます。特定防火対象物に対しましては、本当に身の安全にかかわる部分ですので、ぜひぜひ強力で改善を求めるということで、さらにお願いしたいと思います。

2点目のはしご車の件ですけれども、一番は財政的な部分が鍵になるのかなと思いますけれども、ぜひぜひ再考ということで考えていただければなというふうに思います。

終わります。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防救急課長。

○消防救急課長（小野寺和則君） 適宜検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部加代子君） 1番小野寺満議員。

○1番（小野寺満君） 2点ご質問いたします。

2ページの最終処分場についてお聞きします。放射性物質の溶出防止を図るため、いろいろな対策を講じているということですが、大変済みません、今現在放射性物質の測定はこの場所で行っているのかどうか1点お聞きします。

それから、2点目ですが、5ページ、一番上ですけれども、水道用水供給事業についてですが、先週のNHKの夕方のニュースで料金上がりますというニュースが出たわけですが、その中で住民の方、インタビューされておりましたけれども、何かびっくりしたとか上がって困るとかと、そういう回答がありました。やはりこれは、住民の皆さんへの理解を深めていただく対策がとられていない、不十分ではないのかなということをちょっと思ったわけですが、この点について今年はどのような取り組みを予定されているのか、2点お聞きします。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 前段につきましては、担当のほうから答弁をさせていただきます。

水道の利用者に対する部分は、組合ではなく、各市町で行うということでございますので、市として対応する。なお、いずれ過日のNHKを見ていただければ、そのように私もきちっとお話をしたつもりでございますけれども、来年度においては水道料金は上がりません。上がるとすれば、令和3年度の見直しに、その検討をしなければならないということで、上がることを前提にしているということではなく、いろいろな形の中でどのようにあればいいのかということをして市として対応していかなければならないということとしてインタビューにはお答えをいたしましたので、でき得れば奥州市の定例会において同じ質問をしていただければ、水道部のほうからきちっとお答えをできるかと思えます。いずれ組合とすれば、令和2年度の供給する部分についての値上げは各市町にご了解はいただいた。それが利用者に転嫁されるかどうかというのは、それぞれの部分ということでありますので、我々とすれば求めに応じてどういう状況であるかということの報告はしなければならない、組合としてはあるわけでありまして、より詳しくは構成市町が対応すべきものと考えておりますので、これは来年度においてしっかりそれぞれ対応すべきものと考えています。

○議長（阿部加代子君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） ご質問ありました処分場において、放射性物質、こちらの測定はどのような状況かというご質問でございました。放射性物質等の測定でございますが、2つございまして、まず空間線量の測定、こちらにつきましては最終処分場で平成23年4月以降、土日を除く平日のほぼ毎日、こちら中と外で7カ所ほど地点を決めまして測定を継続しているところでございます。

もう一点でございますが、搬入されるもの、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設におきまして焼却灰、こちらの搬入、埋め立て処分しているところでございまして、こちらにつきましても平成23年7月以降、確実に全て測定後、埋め立て処分を継続しているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 1番小野寺満議員。

○1番（小野寺満君） 先ほど管理者からご答弁あったとおり、その点については私も十分理解しておりますけれども、実はきのう私の地元で集まりがありまして、この水道料についてお話をさせていただきましたけれども、住民の皆さんは何の水道料金が上がるという報道だったのかが理解できていない部分もありますので、行政組合とは広報等出しているわけですが、タイムリーに住民理解を得るために新聞への掲載とか、奥州エフエムのコーナーを使ったりして、広く理解していただくような対策をとるべきではないかなと思っておりますので、その辺についてお伺いして終わります。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） いずれ行政の役割分担の中で、いささか違いがあるということはそのとおりでございますが、住民の皆様からすれば組合であろうが、構成市町であろうが、その関連の中で水を利用しているというふうな思いがあるとすれば、大きな違いとして感じ取られていないというような状況があるということを改めて認識いたしましたので、さまざまな検討をした上で、より現状を理解していただくべき広報がどうあればいいのかということを考え、対応をそれぞれ組合、構成市あるいは町ということで検討をし、そしてできることから対応してまいりたいと考えます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 防火対象物情報について、かかわってお尋ねいたします。

平成30年9月1日付で16あったと思いますので、この2年間大変努力していただいたなと思います。評価をしたいと思っています。

それで、事務所とか倉庫、いわゆる非特定防火対象物、これについてどうなっているかお知らせをいただければというふうに思いますし、今後公表する方向で進むのかどうかよくわかりませんが、そこら辺についてどういうご認識があるのかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（阿部加代子君） 平消防次長。

○消防次長兼予防課長（平裕司君） 今野裕文議員の質問にお答えしたいと思います。

非特定防火対象物、管内に50件ほどの違反が現在存在してございます。この50件につきましては、増えたり減ったりは月単位であります。昨年1年間の数字でいきますと、約12件は正させてございますけれども、実際違反の件数自体は変わってございません。やっぱり使い勝手を優先して、いいと思ってつなげたりなんかすると消防設備の該当になって、非特定防火対象物の重大違反に該当してしまうというふうなことで、立入検査を通じてそういったところを所有者の方に説明して是正をしていただいているところでございます。人口20万人以下の地方都市、これは20万以上も同じなのですけれども、令和4年度から公表の対象になるというふうな形で国のほうから情報は来てございます。まだ確定したというふうな話はございませんけれども、そういった情報で今動いているところでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 30年9月1日時点で55棟あったというふうに感じます。それで、令和4年から公表するということになれば、すごく大変なことだなというふうに思います。実際そうなら大変なことですよ。この組合がかなりの人数で高い数持っていますので、そういう点では今後どうするか検討していかなければならないのかなというふうに思います。

もう一つは、その中で2棟だか3棟、公共施設があったというふうに思いますが、それらについて情報はございますか。お尋ねします。

あと先ほど聞くのを忘れましたけれども、消防力計画の中で、ずっとこの間、本庁の建てかえを指摘されていたと思いますが、これらについてはきちっと位置づけられるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君） 平消防次長。

○消防次長兼予防課長（平裕司君） 非特定防火対象物の重大違反の中に公共施設が入っているかどうかというご質問ですけれども、ございません。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 千田消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（千田光男君） 消防庁舎の、消防力整備計画の中において立っているのかというご質問ですけれども、期日と厳密な目標といたしますか、この年度までにとこのような中身ではなく、この期間の中にいずれかの中で消防庁舎の建設が必要だというような内容の計画を現在策定中でございます。

終わります。

○議長（阿部加代子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 以上で管理者演述に対する質問を終結いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 以上をもって管理者演述に対する質問を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、3番千葉康弘議員。

〔3番千葉康弘君登壇〕

○3番（千葉康弘君） 3番千葉康弘です。私は、し尿処理について質問いたします。

内容的には、し尿処理の現状と課題及び今後の対応について質問いたします。初めに、現状と処理状況について管理者に質問いたします。胆江地区衛生センターし尿処理施設は、建設され22年が経過しております。その間、人口減少、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の普及によりし尿処理に求められる環境が大きく変わっています。下水道、農業集落排水、浄化槽があれば、し尿処理はただ減少し、縮小するものと私自身考えていますが、しかし実際には下水道、農業集落排水、浄化槽を整備してもそこからは必ず汚泥処理という分が出てきます。目に見えない部分、縁の下で私たちを支えているのがこのし尿処理施設になります。運ばれたし尿がフィルター、薬品等にかけて、水質基準に合うような形で管理され、そして放流されています。最後には、当然残った汚泥が出てきます。この一部を脱水して肥料として活用されているのが現状だということです。

次に、課題について質問いたします。構成市町では、人口の減少、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の普及により、当初計画されていた、設計当時計画されていた以上の環境変化が起きています。し尿処理が抱える問題を正確に把握する必要のためにも、財政状況を含めて、施設補修、維持管理上での課題について質問いたします。

最後に、今後の対応について、し尿処理に係る公共的安定したし尿処理サービス、それには経済的な効率なども社会的に求められていますが、将来性を見据えた対応について、どのように考えているのかについて、大きく3点質問いたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 3番千葉康弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、し尿処理施設の現状と処理状況についてであります。奥州市及び金ケ崎町の住民の方々の快適な生活を支えるため、昭和37年からし尿処理を行っており、現在の施設については平成10年の供用開始以来21年が経過しております。それまでの間、適切な維持管理に努めることにより施設の安定稼働を確保し、国が定める水質基準や、地元仙人地区環境対策協議会様との協定値を遵守してまいりました。し尿の処理工程で発生する汚泥については、肥料として使用することが可能であることから、無料で頒布を行い、野菜や園芸など、農地に還元していただいているところであり、頒布量については発生汚泥の全体の約3%程度となっております。

次に、し尿処理施設の課題についてであります。し尿処理施設については、供用開始以来、定期的な整備を計画的に実施してきたことから、処理性能の低下を招くことなく、安定した処理を継続しておりますが、一般的なし尿処理施設の耐用年数は20年から40年とされており、胆江地区衛生センターのし尿処理施設が施設供用開始から21年を経過しているため、施設の老朽化が懸念され、また搬入されるし尿、汚泥の量的変化などから、今後の施設運営、維持管理の方向性について検討を始める時期に入っていると考えております。

ちなみに、ここで20年から40年だと倍も違うということなのですけれども、前段に申し上げましたように、私どもの施設はかなり丁寧にメンテナンスを行っているということから、20年が限界というふうには考えていない。まだまだ丁寧なメンテナンスを行うことによって安全運営はできるものというふうに考えていることから、これから今後の計画を考えるというような意味でのご答弁でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

このことから、施設の傷みぐあいを確認する調査とあわせ、将来の搬入見込みに対する施設運営の方向性について検討を行うため、精密機能検査を本年度末を期限に専門のコンサルタント業者に委託しているところであります。なお、し尿処理の搬入状況や、施設の長寿命化などの具体的な手法については、事務局長から答弁をいたさせます。

最後に、今後の対応についてであります。し尿の搬入量の減少傾向は継続するものと考えており、施設の縮小等の手法も含め、施設の安定的稼働を第一に経済的効率性も追求しな

から施設の整備運営について構成市町と協議しながら検討をしております。今後コンサルタント業者から提出される精密機能検査の結果については、仙人地区の住民の皆様方にもお示しをし、今後の施設整備、維持管理、運営について計画検討段階からご相談、ご協議をさせていただきながら施設の整備を進めてまいりたい、このようなことを考えております。

私からは以上であります。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） それでは、私のほうからし尿の搬入状況と今後の施設の検討手法等についてお答えをいたします。

し尿等の搬入につきましては、公共下水道や合併浄化槽の普及、人口減少に伴いまして、年々減少しており、ピーク時である平成10年度の搬入量約10万3,000キロリットルから、平成30年度においては約7万キロリットルまで減少している状況であります。また、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥、これらを総称して汚泥とさせていただきますが、し尿が減少し、汚泥は増加の傾向にあり、施設の建設当初のし尿と汚泥の混合割合の設計値は、し尿85%に対して汚泥15%と見込んでおりましたが、現在では65%対35%と混合割合が推移し、搬入されるし尿等の性状変化によって効率的なし尿処理を行うことが年々困難になっているものと認識をしております。

現在実施している精密機能検査につきましては、まだ最終報告の段階には至っておりませんが、新たな施設の建設と現在の施設の長寿命化の大きく分けて2つの提案がなされるものと考えております。し尿、汚泥搬入量の予測、施設の老朽化などを踏まえた検査結果が提出されるものでありますが、検査結果のみを偏重することなく、先進他団体の事例等も調査しながら検討を進めてまいりたいと考えております。処理能力の縮小、施設の一部改造、処理水の公共下水道放流、基幹的設備改良工事の実施など、さまざまな案を漏れなく検証しながら最も安定的で、かつ経済効率の高い施設整備と維持管理の手法を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 3番千葉康弘議員。

○3番（千葉康弘君） し尿処理されて出てきた汚泥がありますけれども、それらほとんどが焼却されて灰になる。灰になった分は、安全基準を確認されて前沢の最終処分場に運ばれるということだと思いますが、今使われているのが汚泥の一部ということなのですから、今汚泥肥料という名前と呼ばれていますが、こちらの利用状況というのが29年ですと15キロ入りの袋入りで2,191、30年が3,087、少しずつ増加はしてきている。これは、組合のほうから無料で配付されているということなのですから、こちらしっかりとした形で肥料の成分も表示されている。これは、農地、畑、果樹などにも有効だということが示されております。現在農家、また園芸されている方ですと、肥料が高騰しているわけですから、この汚泥肥料、これが未利用のままだと、未活用だと、これが再資源になるのではないのかなというふうに考えております。ぜひこれは生かすべきだと私は考えておりますので、そちらの

ほうでご検討を進めていただければというふうに思います。

ほとんどが焼却されて、3%だけが今現在有効利用されているということなのですけれども、なぜ利用が進まないのかといいますと、やはり1つには周知不足というのがあるものかなというふうに思います。今現在ホームページとか、あと各市町の広報で周知されているということですが、まだまだ周知が足りないのではないかとこのように思います。また、名前が汚泥肥料という名前になっていますので、名前からして一歩引くのかなというふうなのがございますので、ぜひこれは名前の変更というのも一つの考え方ではないか。これは、有効活用には、そういうことも必要だよというふうに思います。ぜひぜひ町民の方、市民の方に名称を求める。その中で、有効性を示しながら皆さんに活用していただくというふうなのが1つあるのかなというふうに考えております。

次に、今現在汚泥肥料ということで無料で皆さんに配付しているわけですが、こちらのビニール袋に入れて、また製造しているわけですので、当然肥料の検査を受けていますので、それなりに経費というのはいかかっております。ぜひこれらの適正価格、それなりの価格というのがあるかと思っておりますので、そういうふうな形でしていただくのがいいのではないかと。使うほうからいえば、農家からいえば、無償で安ければ、それでいいという形であるのですが、やはり今は持続可能な形、持続可能な社会ということが求められるわけですから、それに見合った形の肥料というのも必要ではないのかというふうに思っております。そこで、汚泥肥料の有効利用を広げるための周知の必要性、利用が広がらないというのは、やはりネーミングに問題ありますので、ネーミング、また適正な価格ということでやっていただけないかなというふうに思います。この3点について、再度質問いたします。

次に、先ほど説明いただいておりますけれども、し尿処理施設は高温多湿というような状況に置かれていますので、ほかの施設以上に苛酷な状況にある。その際の性能面とか摩耗も早く進行するというので、耐用年数も短くなっている。先ほど20年から40年ということで、メンテナンスもしっかりやっておりますというお話をいただいております。ただ、その中で、今後のことを考えた場合ですと、やはりどんな形にするか早目早目にご検討いただく。先般、この間7月でしたか、山形の寒河江のほうに研修させていただきました。その中では、し尿も公共下水道を使うような形で経費を安く仕上げているのだという部分を見せていただいております。例えば接続した場合ですと、改築費が6割ほど削減とか、維持費が3割から7割ぐらい削減されるとか、またごみの焼却施設と同じ形で長寿命化という考えもあるかと思っておりますが、早目早目に、多分事務局のほうは検討されているようですが、周知いただいておりますので、ぜひぜひ町民の方、市民の方に名称を求める。その中で、有効性を示しながら皆さんに活用していただくというふうなのが1つあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君） ただいまの再質問の答弁に関しましては、休憩後としたいと思います。

11時10分まで休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時10分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

3番千葉康弘議員の再質問の答弁をお願いいたします。

千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） し尿処理施設の汚泥肥料の活用促進に向けた広い周知などについてお答えさせていただきます。

汚泥肥料は、現在3%程度のご利用にとどまっているということで、平成30年度の数字で言いますと、汚泥の発生量1,150トンに対しまして、農地還元量は50トンということであり、過去の頒布実績につきましては、平成13年度270トンの頒布がございまして、29年度までには33トンまで減少しているという現状でございます。その減少した要因につきましては、東京電力の原発事故の放射性物質の影響で頒布の自粛をしたのが影響しているというふうに考えてございます。その対応としまして、26年度途中から広報やホームページで記載をすることによって、平成30年度では50トンということで前年比35%増加につながっていると考えてございます。その上で、今後さらなる利用者の増加を目的に、今年度新たな試みとして汚泥肥料を使用いたしましたサニーレタスの栽培試験を行ってございます。市販されている有機肥料と当組合のほうで肥料を使用して、同じ条件下で比較栽培したものでございまして、市販の有機肥料と遜色のない肥料の効果を確認してございます。その結果を栽培経過とあわせて組合のホームページや広域交流センターなどにおいても掲示をするなど、広く周知を行っていき、新規利用者やリピーターを獲得し、より多くの汚泥肥料の農地還元ができるようにしていきたいというふうに考えてございます。

2点目の汚泥肥料の名前を変更したほうがよいのではないかという部分につきましては、農林水産省で汚泥肥料として登録してございまして、袋に汚泥肥料と明記して頒布してございます。他団体では、ニックネームを袋に表記をし、ホームページ上でもその愛称で掲載されている状況からいたしますと、有効な手段の一つかと思われまますので、利用促進のため前向きに検討してまいります。

3点目の汚泥肥料の無料頒布ではなく、適正価格販売という形なのかなという点に受け取りいたしました。組合で頒布してございます。汚泥肥料につきましては、工程の一部で脱水して袋詰めをして頒布している現状であります。肥料とするための工程、経費を加えておらず、肥料として頒布できなければ、焼却処理しなければならないものであります。汚泥肥料としての肥料につきましては、実質ビニールの袋にかかる経費だけにとどまるものであります。他団体では、有料化により頒布量が大幅に減少し、その残った肥料の処分費用に大きな経費を投じなければならないケースも発生していると聞いておりますので、今後慎重に調査、精査しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後になりますけれども、し尿処理施設の長寿命化などの方向性につきましては、先ほど事務局長が申し上げましたとおりでございますので、今後慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 3番千葉康弘議員。

○3番（千葉康弘君） 周知の方法なのですけれども、ホームページとかされているというのですが、実際ホームページ見る方、若い方は見るかもしれませんが、私も初めて議会に来てホームページ見るようになりましたので、一般の方々ですと余り見ないのはいか、私の偏見かもしれませんが、そういうふうにありますので、ぜひぜひ以前ですとこの奥州金ケ崎の行政組合で広報を出していましたが、今現在はされていないということですので、ぜひもう一度その点も考えていただければなというふうに思います。

最後になりますが、し尿処理施設はありますが、これら今までよかったと思いますが、例えばトラブル、故障とか発生した場合ですけれども、運転停止したということも想定されるかと思いますが、そういうような場合ですとこれらのほかにかわる施設というのではないわけですので、し尿処理施設運転停止した場合ですと、例えばこの間、去年ですか、2月にしたように、一関、北上とかの相互の支援体制、組まれているかどうかについてお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

広く周知の方法につきましては、その方法について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、施設が故障等で停止になった場合の支援というお尋ねだと思いました。現在故障等における支援を取り交わしているような協定の部分は、構築はしてございません。しかし、昨年2月のごみ焼却施設の基幹改良工事におきまして、休炉期間での区域内処理対応のように、近隣施設がごみ、し尿の処理に困難な状況が発生した場合には、お互いの施設におきまして可能な限り受け入れ処理を行った過去の実績があり、全国的にもこのような対応をとることが清掃事業においては基本的な考え方というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 次に、9番今野裕文議員。

〔9番今野裕文君登壇〕

○9番（今野裕文君） 9番今野裕文です。さきに通告しております事項について、お尋ねをいたします。

その第1は、職員定数条例にかかわるお尋ねをいたします。現在の職員定数条例は、事実上、現員数を上限とする条例となっており、現在より増員することができない人員数となっ

ているのではないかなと認識しております。

一方、当組合の業務について思いをしますと、消防以外の事務局側では焼却炉の長寿命化工事に伴い、発電施設を併設いたしました。その設備は、大がかりなもので、この施設の維持管理の費用、並びにその業務量について検討、分析する必要があると考えるものであります。焼却炉全体の施設管理ができる職員の育成、またボイラータービン主任技師の養成と、実際の保守点検のプロパー職員の確保は欠かせないものと考えます。

消防業務に当たっては、査察業務に非番の時間を当てていることについては、現在も変わらないようであります。査察業務体制の充実が求められる中、計画立案及び指導を担える人員が必要だと考えるものであります。この間の私どものこの指摘に対し、管理者は今年度末に定員管理計画を策定する旨、検討しているやの答弁をされております。私は、定数条例を見直しをし、さきに述べました職員を配置すべきと考えますが、その考えがないのか伺います。

また、職員の適正化計画の見直しの定員管理の見直しの検討結果は、どうなっているのか伺います。

次に、パワーハラスメント対策についてお尋ねをいたします。過去の議会の質疑で、パワーハラスメントにかかわり意識改革の重要性が指摘をされ、消防署におきましては職員向けのアンケートがとられ、事務局長による個別面談を行っている旨の説明があったと記憶しております。また、平成29年7月、消防長によりますハラスメント防止宣言が出されたと認識しております。総務省の相談窓口の周知を含め、相談しやすい体制の構築をする旨、表明していたものと記憶をしております。消防職にあつては、階級社会であり、難しい側面もあり、明確にはお話しできませんが、今なお私どもの事務所に告発や相談が寄せられることがあります。組合事務局には、そのような相談は寄せられていないのか、お伺いをいたします。

また、具体的対策はどうなっているか伺います。

以上であります。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 今野裕文議員のご質問にお答えをいたします。

1件目の職員定数についてであります。初めに、専ら査察を担当できる職員を確保し、配置すべきと考えるが、その考えについてはいかがかということにつきましては、令和元年度消防力実態調査において、予防要員の充足率は100%となっております。また、査察規定に基づく計画査察の執行につきましては、年間1,500件の計画に対し、100%を実施しているところであります。これらのことから、専従の査察員を配置せずとも十分な予防行政が浸透していると考えているところであります。

次に、事務局職員の定数の見直しにつきましては、ごみ焼却施設のみならず、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設など、施設の状況を把握し、適切な対処をとるための点検保守業務

については、施設の機能維持と安定的稼働確保につながり、欠かすことのできない重要な業務であると捉えております。点検業務は、施設の運転管理業務の受託者が担当しており、点検において不具合などが見つければ、組合職員が部品の発注や修理等の保守を行い、受託業者と組合職員が密接に連携、協力しながら施設の安定的な稼働の確保に努めているところであります。

組合職員については、ここ数年の定年による職員の大幅な入れかわりにより技術や経験の少ない若い職員が大半を占める状況となったことから、施設を安定的に稼働させるために必要な資格の取得や、研修の手法などを積極的に進めてまいりました。さらに、経験、知識の豊富な組合OB職員を業務指導嘱託員として配置し、若い職員の技術力の向上に努めてきたところであり、若手職員も相当の知識、技術を得ることができたと考えているところであります。

今回の基幹的設備改良工事において、新たに整備しました発電設備の運転維持管理に必要なボイラータービン主任技術者につきましては、現在組合にはこの資格を有する職員がいないことから、運転管理業務の仕様書に盛り込み、受託者において資格者を配置しております。将来的には、組合職員の資格者を配置したいと考えており、受託者側で配置しているボイラータービン主任技術者に組合職員への技術指導を行っていただいているところでございます。

職員定数の管理につきましては、し尿処理施設の更新などの方向性の検討を開始するところであり、現時点ではこの先どの程度の業務量になるのか把握ができていないものもあることから、今後組合事務局全体の業務量を再度精査しながら職員育成や再任用制度の活用も含め、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2件目のパワーハラスメント対策についてであります。ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為であり、被害者を深く傷つけることだけではなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すものと捉えております。組合では、職員研修を通じて共通認識のもと、職場全体でのハラスメント防止に取り組んでおります。

また、消防本部では、ハラスメント防止に関する要綱を策定し、あわせてハラスメントなど撲滅推進会議及びハラスメントなど相談窓口を設置するなど、発生防止に向け、意を注いでいるところであります。パワーハラスメントに限定せず、ハラスメントの相談は企画総務課及び消防総務課内の相談窓口のほか、岩手県人事委員会、総務省消防庁ハラスメント等相談窓口のいずれでも利用できること職員に周知を図っておりますが、これまで救済措置を求めるといった相談案件はありませんでした。また、救済措置を求めるまでには至らないものの、まずは話を聞いてほしいといった相談についても気兼ねなく相談できる環境を整えております。

なお、ハラスメント問題につきましては、個人個人の感じ方によるところもあり、ケースはさまざまありますが、多くは人間関係やコミュニケーション不足に起因する問題であるとも考えられます。ふだんからコミュニケーションをよくとり、お互いを尊重し合い、支え合

う職場環境にしていくこともハラスメント防止の一つの策であると考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 一定の答弁をいただきましたけれども、今までの答弁と基本的に変わらないというふうに思います。私は、定数条例を決める時点で大きな問題だというふうに思いましたが、そういうことについての議論の中身を聞いておきますと、先ほど管理者が言われましたとおり、大量の退職者が出て技術承継ができない。再任用で何人かお願いをして、今技術承継のために頑張っていると、こういう状況をつくり出すこと自体が私は大きな問題だというふうに思っております。ボイラータービン主任技師の養成、いつ資格取れるのかよくわかりませんが、今のようぎりぎりの線で、とにかく手一杯でやっていくという姿勢で本当にいいのかというふうに思います。

また、査察も訓練も時間外をほとんど当てて進めていく。確かにそうやらざるを得ない実態はあるのかもしれませんが、極めて不正常だ。先ほどお話ししましたらば、非特定防火対象物、これは県内の4分の1ぐらいがここにあるのではないですか。そういうものを……決まっていなそうですけども、令和4年に公表するということになれば、今度異議申し立ての問題とか、いろんな問題が発生してくるのだろうというふうに私は思うのです。そういう点で言うと、今の定数条例のまま推移することは大きな問題がある。ぜひ見直しをする必要がある、このように私は思います。今の答弁ですと、いずれ私どもの質問に対して、この間ずっと検討を続けるという答弁で終始してきております。私の勘違いかもしれませんが、議事録見れば本年度末には定員管理計画を出すみたいな答弁もしていると思うのです。今の話ですと、どこまでも検討で終わってしまう。それは、余りにもよくないのではないかとこのように思います。今のは、感想であります。定員管理計画は、一体いつ出るのであるのか。

それから、私は、訓練も査察も時間外でやらなければならないという前提で組むというのは、おかしい、是正すべきだと思いますし、それからこの間発電施設を見せていただきましたけれども、新しいうちはいいでしょうけれども、あれを兼務で維持していくのは無理ではないかと私は思いますので、ことし、来年はいいでしょうけれども、プロパーの職員を置くようなことを考えていかなければならないというふうに思いますので、その点改めてお尋ねいたします。

パワーハラスメントの問題は、職員の数も少ないので、相談窓口といってもなかなか現実的ではないというふうに思いますけれども、お願いしたいのは事務局長さんかどなたかわかりませんが、個々の面談をやるとか、前にはやっていたと思うのですが、そういうのを継続してやっていくことが、組織内でできるのはそれくらいなのかなというふうに思いますので、そこら辺に配慮したような執行体制をとっていただきたいなというふうに思いますので、その点をお尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） ただいまの事務局内の業務のことをございますけれども、ごみの焼却施設についてもですが、あとはし尿処理施設についても日常の業務の稼働については大きな変化はないのですけれども、例えばごみ焼却施設の基幹的設備改良工事でありましたり、また先ほども管理者答弁の中で申し上げましたように、し尿処理施設をこれからどのようにしていくかとか、業務がふえたり減ったりということによって変化をしてございます。その変化に合わせて、人員体制については検討をしていく必要があるというふうにございます。し尿処理施設の方向性について、今年度、先ほどの一般質問の中でもご答弁させていただいたとおり精密機能検査の結果が今年度出るということで、来年度以降、その方向性についてどのような取り組みをしていけばいいかというのを検討していく段階でございます、であればいつでもどれくらいの人材を投入して次のことに取り組んでいくかというのがまだ見えていない状況でございますので、それが明確になってから具体的な計画を策定できるのかなというふうにございます。

次のパワハラ等の対応についてございますけれども、面談等をやったらいいのではないかとこのところでもいただきました。基本的には、現在評価制度を実施してございます、期首面談、中間面談、期末面談ということで年3回上司による面談を行ってございます。例えば私は担当課長等の面談を行うわけですが、あとは職員については課長が面談を行うというふうな仕組みでやってございます。その中で、その職員が日ごろ思っていることとか困っているところなどを聞き取りしながら、では具体的に困ったことがあったらば、こんなことをして言って解決したらいいのではないかなとか、アドバイスをしながら行っているところでございます。それで最終的に問題があれば、あとは私が課長等からお話を聞くということもございます、いずれそのような形で今後も進めてまいりたいというふうにございます。

以上ございます。

○議長（阿部加代子君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 9番今野議員の質問にお答えいたします。

査察訓練、正規の勤務日に実施、行うべきではないかというお尋ねでございますが、過去の議会でもご説明申し上げましたが、勤務日の査察、これは小隊に編成されている、いわゆる救急隊員だ、あるいは消防隊員だという形での査察ですので、どうしても小規模な対象物に対する査察、大きい建物、物品販売等の、あるいは大きな病院とか、そういった査察については小隊編成を解かれてからということ、いわゆる非番日、勤務日ですけれども、休憩時間に当たる時間帯に一挙の査察をしているという状況でございます。この状況下で、今年度実施受けました消防力の実態調査で、国からのほうのアドバイスは、現状で十分な予防体制が構築できるのであれば、それは必要数の見直しを図るべきではないかということ、予防要員100%に位置づけたところでございます。

また、訓練につきましても水難隊あるいは救助隊のちょっと大規模な訓練を実施したいと

いうときには、当番の職員あるいは非番の職員、はたまた勤務地がそれぞればらばらになっている職員を集めた形で実施しますので、どうしても非番日の日に訓練参加する職員が出てくるという状況下でございます。そういった形で、今後地域の安心、安全は確保してまいりたいと思っております。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 国の言うとおりにやっているという話なのかもしれませんが、私が思いますのは、繰り返しになりますので、省略しますが、分署の配置が4人とかというところを5人にきちっとしていれば、勤務時間内の訓練とか査察もできるのではないかとこのように思いますし、あとそれから私はやっぱり違法建物を公表していくとなれば、権力の行使ですので、必ずやりとりが出てきます。それを兼務の職員にやれと言っても私は気の毒だというふうに思うのです。そういう見直しも必要だと思いますし、今の話ですと、まだなお検討するという答弁のようですので、定員管理計画はいつ明らかになるのですか。それだけ聞いて、あとは繰り返しになりますので、多分今の答弁も前に聞いた答弁だと思いますけれども、いずれやっぱり不正常的な状態は改善すべきだというふうに思いますし、何より上限が今の定数が上限でしょう。というか、実際にいる方の数が。そういう上限はおかしいと私は思いますので、そこは見直しを求めながら、定員管理計画はいつ出てくるのですか。計算していくと、合わないのです。前の年は、27年から始まっているはずなので、どういう意味なのだから私はわかりませんので、そこは多分事務方のほうではっきりしているというふうに思いますので、お尋ねして終わります。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 定員管理計画につきましては、本年度中の策定を目指して実施をしてまいりました。

○9番（今野裕文君） 3月ですね。

○事務局長（高橋喜代志君） はい。ただ、先ほど申し上げましたとおり、今後の事務量について明確でないところがございます。今年度末の策定は難しいのかなということで現在のところ考えてございます。明確に、ではいつということをお願いできればいいのでしょうかけれども、そこについても現在ははっきりしたところは申し上げられない状況でございます。申しわけございません。

○議長（阿部加代子君） 一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第7、議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

6番廣野富男議員の退席を求めます。

〔6番廣野富男君退場〕

○議長（阿部加代子君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理

者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

議員のうちから選任される監査委員、有住修氏は、令和2年2月29日をもって任期が満了することから、この後任の委員の選任に関し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

慎重に選考してまいりました結果、廣野富男氏を適任者として委員に選任しようとするものであります。

何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これより採決いたします。採決は起立採決により行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君） 起立全員であります。よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

6番廣野富男議員の退席を解きます。

〔6番廣野富男君入場〕

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第8、議案第2号、奥州金ヶ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第2号、奥州金ヶ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

なお、以下議案第3号から議案第9号までにつきましても同様に事務局長からご説明を申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第2号、奥州金ヶ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、岩手県職員の給与制度に準じて、職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。職員に係る給料表について改めるものであります。

この条例の施行期日は、公布の日とし、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第9、議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、地方自治法の一部改正に伴い、移動した引用条項を改めるものであります。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決

されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第10、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第4号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することから、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させることの協議及びこれに伴う同組合同規約を変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第11、議案第5号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第5号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第12、議案第6号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第6号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金の減額、利用者及びごみ搬入量の増加等による使用料及び手数料の増額、鉄くず売り払い量の増加による財産収入の増額等、歳出においては給与改定等による職員給与費の増額、入札減等による工業薬品等消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費の減額、ごみ焼却施設の発電設備稼働等による電気料金の減額等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,399万円を減額し、補正後の予算総額を84億5,609万4,000円とするものであります。

次に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、消防施設整備事業債における消防車両更新における入札減により、その限度額を変更するものであります。

次に、補正予算の概要につきまして歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。最初に、歳入についてであります。1款分担金及び負担金、1項分担金は1億8,375万1,000円の減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は74万2,000円の増額であります。胆江地区広域火葬場さくらぎ苑使用件数の増及び胆江地区広域交流センターの利用者数の増等によるものであります。

2項手数料は294万円の増額であります。可燃ごみの搬入量の増等によるものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。4款財産収入、2項財産売払収入は、鉄くず売り払い量の増加等による鉄くず売払収入392万6,000円の増額であります。

7款諸収入、2項雑入は、原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解による損害賠償金等による235万3,000円を増額するものであります。

8款組合債、1項組合債は、消防車両更新に係る入札減により20万円減額するものであります。

次に、歳出についてであります。12ページ、13ページをお開き願います。1款議会費、1項議会費は21万円の減額であります。

2款総務費、1項総務管理費は108万5,000円の減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、介護認定審査会の開催数の減により委員報酬の減等により285万7,000円の減額であります。

14ページ、15ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は、広域火葬場の工事請負費の減額が主な内容で40万円を減額するものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。2項清掃費につきましては、ごみ焼却施設発電設備稼働等による電気料金の減額、入札減等による消耗品費、工事請負費等の減額が主な内容で7,780万8,000円を減額するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。5款消防費は、給与改定等による職員給与費の増額、台風19号の対応及び祝日法改正等による時間外手当、休日勤務手当の追加等により、1項総務管理費を132万円、2項消防費を1,166万2,000円、それぞれ増額するものであります。

7款予備費、1項予備費につきましては、翌年度の繰越金相当額等を除きまして1億449万9,000円を減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 1点お尋ねします。

資料ナンバー1で説明いただいたやつでお尋ねしたいと思いますけれども、2ページ目のエでごみ焼却施設発電設備等による自家発電及び燃料調整単価の減等による光熱水費3,097万8,000円というふうにあります。それで、まず発電による減額の性格、ちょっと前の資料を持ってくればわかるのかもしれませんが、全く発電を想定しないで組まれてこういう減になったのか、あるいは組んでいてもこういう減になったのかというのがちょっと今わからないので、お尋ねをします。発電による減額が幾らになるのか、おわかりでしたら。

それで、発電の熱量について、設計上の数値と、実際に発電されている熱量と、多分資料お持ちだと思いますので、お知らせをいただきたいというふうに思っております。

○議長（阿部加代子君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） 今野議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算で減額、特に電気料の部分で想定外なのか想定以上なのか、そういった部分についてのご質問とお受けいたしました。令和元年度の予算におきまして、電力の使用量約540万キロワットというふうに見込んでおりました。実際それよりも20%減が最終的な電力量の使用量となるものというふうと考えております。

ご質問にありました見込んでいたか見込んでいなかったの部分でございますけれども、昨年9月、令和元年度の残り半分、下半期につきましては2号炉の引き渡しも受けますので、通常どおり発電が行えるものというふうを考えまして、下半期につきましては発電を行いながら施設の運転を続けるという設定で電気料を計算し、予算措置したところでございます。ただし、その前の試運転期間、実際7月、8月、こちらでも工事の結果、性能試験的な確認をしているところでございまして、その部分でも2カ月間、全部ではございませんけれども、ある一定の部分、発電ができたということで、当初予定していたよりも発電ができる期間が、ざっくり言いますと2カ月ほどありまして、幸いにもこの期間のおかげで電力量が大幅な減額というところでございます。

○議長（阿部加代子君） 答弁に関しましては、午後1時まで休憩した後とさせていただきますというふうに思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

9番今野議員の質問に答弁をお願いいたします。菅原施設課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） それでは、午前中のご質問にお答えさせていただきます。

残りましてご質問、7月、8月でどの程度の電気料のメリットがあったのかという部分でございますが、こちらにつきましては概算で約1,500万円というふうに見込んでいるところでございます。2カ月で約1,500万ほどのメリットが試運転によりまして発生したものであるというふうと考えてございます。

なお、今回の補正減の額、約3,000万円ほどに対しまして、その他の要因でございますが、電気料金の一部を構成いたします燃料調整額、こちらにつきましては発電に伴います燃料、原油ですとか、そういったものでございますが、そちらの価格の変動に対応して料金の中で変化していくというものでございます。そちらにつきましても1キロワット当たりプラス2円ということを見込んでおりましたが、こちらがそちら、ゼロ円、マイナス0.11円というところで1年間移行してまいりましたので、そちらでも1,500万近くのメリットが発生したとい

うことで、今回の減額につながっているところでございます。

そして、最後の1点でございますけれども、計画上の発電量に対しまして現在の発電量は幾らかということでございます。計画発電量、施設的能力でございますけれども、1,990キロワット、これが発電機の能力ということございまして、今現在1,100から1,200程度の発電を行い続けているというところでございます。1炉のみの今運転でございます。そちらと、あと衛生センター全体で言いますれば、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、それから完成後のごみ焼却施設がフルで稼働いたしますと1,600から1,700近くの発電量を必要といたします。その部分でございますけれども、約290キロワット余力があるということでございますが、こちらにつきましては引き続き活用できる方向性について検討、東北電力と相談したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） ちょっとよくわからなかったのを確認ですけれども、3,097万8,000円のうち1,500万円が単価減によるものだという説明と受け取っていいのですかというのが1つです。

それから、設計上は、1,990キロワットで、実際は今1,100から1,200ということのようですが、これ2炉一緒に動くというのは想定されていたのですか。ちょっとよく意味がわからなかったのですけれども。

○議長（阿部加代子君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） 1点目のほうでございますけれども、単価減、これが最も大きい理由ということでございます。

2点目の部分でございますが、2炉同時に動くことがあるのかということでございますが、搬入されるごみが多い時期、またタービン発電機、発電できない時期、具体的に申し上げますと法定点検等ございますし、定期整備等々もございますので、1カ月から2カ月の間発電できない時期がございます。そうなりますと、ごみのほうの処理、そちらに合わせまして2炉運転というのも当然出てくるのかなというふうには考えております。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決

されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第13、議案第7号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第7号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出においては天日乾燥床汚泥処分量の減等による委託料の減額、使用料の減による電気料金及び薬品費の減額、資本的支出においては平成30年度胆沢ダム建設工事費精算に伴う企業債の一部繰上償還による企業債償還金の減額について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の収益的支出の補正であります。第1款水道用水供給事業費用を427万6,000円減額し、総額5億2,232万3,000円とするものであります。内訳であります。第1項営業費用を495万2,000円減額し、第2項営業外費用を67万7,000円増額するものであります。

第3条の資本的支出の補正であります。第1款資本的支出を13万9,000円減額し、総額2億9,476万4,000円とするものであります。内訳であります。第2項企業債償還金を13万9,000円減額するものであります。

収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,476万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を2万4,000円増額し、1,780万9,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 原水の委託料の天日乾燥床汚泥処分量の減少による減と書いてあるのですが、聞いていいのかどうかよくわかりませんが、薬の投入量の変化に伴って、多分量が減るというのもあると思うのですが、この減は単純に数量違いの減なのか、そういうのも含まれているかどうかということをお願いします。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 9番今野議員のご質問にお答えいたします。

天日乾燥床から発生する汚泥量の減の部分について、薬品の使用量以外の部分で何か理由があるのかということのご質問だと思いました。天日乾燥床のほうの汚泥を排出する際に、当初では重機で集積をし、重機で集積する分、天日乾燥床に敷いている余分な砂を3センチ

ほどとられるだろうと、当初はそういうふうに見込んでございました。実際に本年度天日乾燥床から汚泥を集積、搬出する際に、人力による天日乾燥床に張られている汚泥の集積に努めました。そのことで、余分に排出される砂の量が大幅に激減していると、そういう形で汚泥処分量の減少につながっているというふうにご考えてございます。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第14、議案第8号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第8号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の2ページ、3ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,832万3,000円に定めようとするものであります。

令和2年度は、衛生事業においては、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る基幹改良工事などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく消防車両の購入費などを計上しております。

予算書の4ページをお開き願います。第2表、地方債であります。ごみ焼却施設整備事業債は1,710万円、消防施設整備事業債は390万円を限度に起債をするものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金は46億8,543万4,000円であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料6,519万5,000円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。2 項手数料は2億2,835万1,000円であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金は6億4,662万9,000円で、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

4 款財産収入、1 項財産売払収入は236万9,000円で、粗大ごみの処理等により生じる鉄くずなどの売払収入であります。

5 款寄附金、1 項寄附金は1,000円であります。

6 款繰越金、1 項繰越金は3,342万9,000円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。7 款諸収入、1 項預金利子は168万円であります。

2 項雑入は1,423万5,000円で、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る負担金等が主なものであります。

8 款組合債、1 項組合債は2,100万円であります。ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る衛生債及び消防車両の購入に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開き願います。1 款議会費、1 項議会費は111万4,000円であります。

16ページ、17ページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費は9,559万7,000円、2 項監査委員費は21万4,000円であります。

18ページ、19ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費は3,877万5,000円であります。

26ページ、27ページをお開き願います。4 款衛生費、1 項保健衛生費は1 億8,028万7,000円であります。内訳といたしまして、診療所費、火葬場管理費及び広域交流センター費が主な内容であります。

34ページ、35ページをお開き願います。2 項清掃費は35億5,053万4,000円であります。内訳といたしまして、可燃ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費及び最終処分場の施設管理経費のほか、6 目ごみ焼却施設長寿命化事業費、基幹改良工事に係る工事請負費など26億6,681万5,000円を計上しております。

38ページ、39ページをお開き願います。5 款消防費、1 項消防費は16億9,360万円あります。内訳といたしましては、常備消防費16億5,653万6,000円、消防施設費3,706万4,000円あります。常備消防費につきましては、消防本部、各消防署、分署における人件費及び消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、消防力整備計画に基づく高規格救急自動車の購入等に係る経費であります。

40ページ、41ページをお開き願います。6 款公債費、1 項公債費は1 億2,100万2,000円あります。内訳といたしまして、元金が1 億1,773万2,000円、利子が327万円あります。

7 款予備費、1 項予備費は1,720万円で、令和2年度の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第15、議案第9号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第9号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

令和2年度は、新たな料金設定及びこれまでの供給状況を勘案した供給水量による用水供給料金としているほか、ポンプ設備の整備補修費、浄水場における雷サージ対策の強化に係る工事請負費などを計上しております。

別冊の令和2年度予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量であります。年間総供給水量365万立方メートル、1日平均供給水量1万立方メートルの供給を見込んでおります。

予算額であります。第3条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は6億5,980万1,000円で、内訳は第1項営業収益5億8,362万4,000円、第2項営業外収益7,551万3,000円、3項特別利益66万4,000円であります。支出総額は5億3,570万8,000円で、内訳は第1項営業費用4億703万6,000円、第2項営業外費用1億2,367万2,000円、第3項予備費500万円であります。

第4条の資本的支出の予定額については、支出総額3億527万7,000円で、内訳は第1項建設改良費526万5,000円、第2項企業債償還金3億1万2,000円であります。

資本的収支不足額3億502万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額47万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億479万9,000円で補填しようとするものであります。

第5条の債務負担行為であります。基本計画見直し業務については構成市町と密な連携を図り、精度の高い基本計画を策定するために、また公営企業会計システム貸借はシステム構築等の準備期間を含めて、それぞれ期間及び限度額を設定するものであります。

第6条の一時借入金であります。その限度額を1億円とするものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費1,810万1,000円を定めるものであります。

第8条の棚卸し資産購入限度額であります。不測の事態に供えるために購入する浄水場

資機材について、その購入限度額を232万4,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君） これより質疑に入ります。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 私ばかりで申しわけないです。債務負担行為に関する調書の基本計画見直し業務について少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。多分計画変更するための検討するためのものというふうに思いますが、この変更には国と県がかかわるものだと思いますので、この業務そのものがどういう性格のものかも含めてご説明をお願いします。

○議長（阿部加代子君） 千葉会計管理者兼水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 9番今野議員のご質問にお答えいたします。

債務負担行為を設定している基本計画の見直し業務の内容についてということでご質問だと思います。現計画では、令和10年度1日最大4万3,500立方メートル供給するというようにしており、計画変更の必要性が生じてございます。そのため、委託業務の内容といたしましては、たんこう浄水場の最終的な施設能力規模の検討に必要な資料の提出と、厚生労働省等への計画変更申請の際に必要な現況の把握及び水需要予測などの資料作成とする内容でありまして、この業務委託によって基本計画の見直しを行っていかうとするものでございます。

具体的には、構成市町が行います水需要予測をもとに、今後当組合に構成市町から常時供給を求められる水量に応じたたんこう浄水場の増設工事費用などを算出させ、その費用をもって構成市町が保有する自己水源の維持管理費用との経済比較の検討に使用していかうというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 今の説明ですと、要するにこれから必要な施設規模を決めなければならない。そのために、構成市町で今ある水をとる場所を維持したほうがいいのか、組合をつくってから供給受けたほうがいいのかを検討できるような資料をつくる。その上で、整備すべき規模を決定するというのが必要。国と県の関係で言うと、それはかかわらなくて、浄水場に出すための資料をつくるための調査をお願いするということですか。お尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 国と県の部分につきましては、この計画の変更の仕方によろしいのでしょうかというご相談はしてございまして、毎月15日に岩手県が厚生労働省へお伺いをして相談をしてきていただいております。その結果について、明日岩

手県に結果報告をいたしますということで、構成市町とともに岩手県にお伺いし、その結果をお伺いしてくる予定でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） この業務委託する分については、国、県の交渉はされていないわけですね。ちょっと私はよくわからないからお尋ねするのですが、あくまでも国、県と交渉するための資料をそろえる……先ほどの答弁だと、提出する資料をつくるどころまでやるのかなというふうに聞こえたのですけれども、そういう理解していいものですか。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 申しわけございません。提出する資料については、変更をする際に、水需要量の予測などが提出資料として必要になりますので、この部分については国のほうの提出資料として満足できるものとなります。ただ、計画変更の仕方というか、計画変更の根拠のあり方として、今現在やっている方向性について、このように組合としては考えておりますけれども、構成市町とともにこのような考えで計画変更をしてよろしいですかという部分については、今後も県、国と検討していかなければいけないものというふうになります。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 1番小野寺満議員。

○1番（小野寺満君） 大変済みません、資料ナンバー4の2ページの収益的支出の第1款第3項の予備費ですけれども、元年度に比べまして150%ということで、300万円増の500万円になっているわけですが、それはどのような理由だか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 1番小野寺議員のご質問にお答えいたします。

予備費の増額理由でございます。たんこう浄水場の浄水処理工程で凝集、沈殿をした汚泥を沈殿池から排泥装置により系外へ排出をする工程があります。その排泥装置を前年度に点検をした際に、一部圧力水弁という装置に異音が確認されている。そのことから、圧力水弁の納入には4カ月の期間を要するため、あらかじめ新年度に圧力水弁の予備品を棚卸資産として購入する予定でございます。その圧力水弁の交換が必要となった場合のその修繕費用や、浄水施設、分水施設などの経年劣化の進行もありますので、それらの外的要因による突発的な故障も懸念をされることから、迅速な対応を行うために予備費を今回増額して計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 議案第9号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算について反対をいたします。

理由は単純であります。令和2年度予算をさきの臨時会において決定された広域水道用水供給条例の一部改定を受けて組み立てられた予算であります。私は、この条例で改定された水道料金は、結果として100億円にもなる未稼働資産を抱えることになった。たとえ水道用水供給事業の一部とはいえ、水道用水事業が過大事業となったこのことについて、責任のない水道水利用者に水道料金として負担を求めることに道を開くことになったというふうに考えますので、条例を受けて組み立てられた予算でありますことから、反対をいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって令和2年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。お疲れさまでした。

午後1時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年1月27日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 阿 部 加代子

1 番 小野寺 満

2 番 高 橋 浩

